安来市文化芸術公演等開催支援事業取扱要綱

（目的）

第１条　この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している文化芸術活動について、活動の場を提供し文化芸術活動の促進及び地域の活性化を図るため、市民を構成員に含む団体又は市民が安来市総合文化ホール（以下「総合文化ホール」という。）で行う有観客の公演事業における総合文化ホールの利用料金を市が支払うことについて必要な事項を定めるものとする。

（対象事業）

第２条　第４条第１項に定める認定（以下「認定」という。）の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものであって、総合文化ホールを会場として実施するものとする。ただし、市長が適当と認める事業は、この限りでない。

（１）市民を構成員に含む団体又は市民が実施する事業であること。

（２）開催期間が令和３年９月１日から令和４年２月２８日までの期間に含まれる事業であること。

（３）音楽、演劇、舞踊、伝統芸能等の文化芸術に関する事業（作品等の展示を除く。）であること。

（４）新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する対策を講じていること。

（５）開催が市民に周知され、鑑賞等の機会が提供されていること。

（６）過去に第４条の認定を受けたことがない団体又は市民が実施する事業であること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象事業としない。

（１）公序良俗に反する事業又はそのおそれがあると認められる事業

（２）政治的活動又は宗教的活動を目的とする事業

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号の暴力団若しくは同条第６号の暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が関与する事業

（４）その他市長が不適当であると認める事業

（申請）

第３条　対象事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、文化芸術公演等開催支援事業認定申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（認定）

第４条　市長は、前条に規定する申請を受けたときは、事業の内容を審査し、その可否を文化芸術公演等開催支援事業認定（不認定）決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、認定に条件を付することができる。

２　認定を受けた事業は、これを市のホームページに掲載するものとする。

（利用料金）

第５条　認定を受けた者（以下「事業者」という。）が実施する当該事業に要する施設利用料金及び附属設備利用料金は、市が支払うものとする。ただし、利用料金を市が支払う期間は、準備、後片付け及び練習を含め最大２日までとし、当該期間を超過した期間における利用料金は、事業者が支払うものとする。

（事業変更等）

第６条　事業者は、当該事業の内容等を変更し、又は事業を中止するときは、速やかに文化芸術公演等開催支援事業変更（中止）申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。この場合において、事業者が当該事業を中止したときは、事業者は、前条により市が支払う額から安来市総合文化ホール条例施行規則（平成２８年安来市規則第４６号）第９条により利用料金を還付した場合の額を差し引いた額を市に対して支払わなければならない。

（実績報告）

第７条　事業者は、事業終了後、２週間以内に文化芸術公演等開催支援事業実績報告書（様式第４号）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（認定取消等）

第８条　市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。この場合において、認定を取り消された事業者は、第５条により市が支払った額を市に対して支払わなければならない。

（１）この告示に定める事項に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

（２）認定の条件に違反したとき。

（３）偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

（４）その他市長が不適当であると認めたとき。

２　市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、速やかにその旨を文化芸術公演等開催支援事業認定取消通知書（様式第５号）により当該事業者に通知し、期間を定めて第５条により市が支払った額を当該事業者に対して請求するものとする。

（損害賠償）

第９条　市は、前条の規定による認定の取消しにより事業者に損害が生じた場合であっても、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

２　事業者は、対象事業に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、市は、当該紛争に関して、損害賠償、損失補填その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

（その他）

第１０条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

１　この告示は、令和３年８月２０日から施行する。

２　この告示は、令和４年２月２８日限り、その効力を失う。ただし、第８条及び第９条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。